

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1 事態認定前における初動体制

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、発生現場において初動的な対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 情報連絡体制の整備

市民、消防、府警察等から市域内における武力攻撃の兆候の通報や他市町村及び他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生などを把握した場合は、必要に応じ市災害警戒本部設置規程（昭和50年11月5日訓令第16号）に定める関係職員を参集させ、直ちに警戒態勢をとり、以下の措置を行う。

- (1) 武力攻撃の兆候の通報や他市町村及び他府県での武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生について、直ちに市長に報告する。
- (2) 関係者による会議を開催し、以下の事項について協議・検討する。
 - ① 情報の収集・分析に関すること
 - ② 市民への広報や報道対応に関すること
 - ③ 対策本部体制への移行準備に関すること
 - ④ 必要な初動措置に関すること
- (3) 府、府警察、指定地方公共機関などの関係機関と連絡調整を行う。
- (4) 収集・整理した情報を適宜、市長に報告し、必要に応じ指示を仰ぐ。

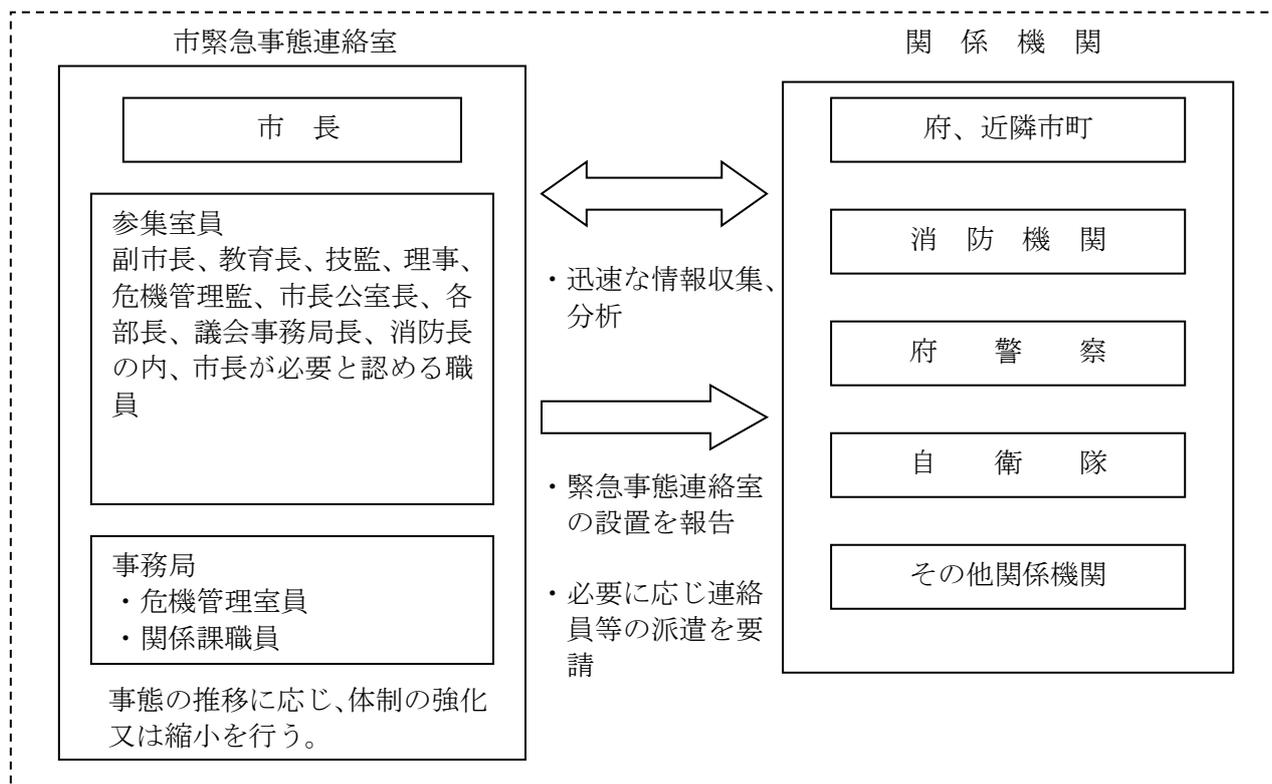
2 市緊急事態連絡室の設置

市民、消防、府警察等及び現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の

発生を把握した場合においては、速やかに、府及び府警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため市緊急事態連絡室を設置する。

市緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成するとともに、迅速な情報の収集・提供のため現場における消防機関等との通信の確保に留意する。

【市緊急事態連絡室の構成】



3 市緊急事態連絡室の初動措置

(1) 府への報告

事案の発生、市緊急事態連絡室の設置等について、直ちに府に連絡する。

(2) 関係機関との連携

府、府警察、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、府、消防本部、市教育委員会、町内会・自治会、自主防災組織、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し迅速に情報提供を行う。

(3) 初動対応

- ① 市緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置を行う。また、国、府等から入手した情報を消防機関等へ提

供するとともに、必要な指示を行う。

- ② 警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑になされるように府警察と緊密な連携を図る。
- ③ 国による事態認定が行われ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 国民保護対策本部に移行する場合の調整

- (1) 市緊急事態連絡室を設置した後に国において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。
- (2) 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

5 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、不測の事態に備えた即応体制の強化が必要と判断した場合には、市国民保護警戒本部による情報連絡体制の確立、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この際、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2 事態認定後の体制

事態認定後において、迅速かつ的確な国民保護措置を実施するため、市対策本部の設置手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

市が、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置するとともに、その旨を市議会に報告する。

また、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

【市対策本部設置の手順】

（市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。）

- ① 市対策本部を設置すべき市町村指定通知受理
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市長による市対策本部の設置
指定の通知を受け直ちに市対策本部を設置する。
（事前に市緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部設置時に廃止する。）
- ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集
市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう連絡する。
- ④ 情報収集及び連絡体制の確保
国民保護担当課は、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。この際、速やかに通信手段（電話、FAX、電子メール等）の状態を確認する。
- ⑤ 交代要員等の確保
防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料・燃料等の備蓄及び自家発電設備並びに仮眠設備の確保等を行う。

2 市対策本部の設置場所

市対策本部は、市保健・消防センター（うじ安心館）3階ホールに開設する。

この際、市庁舎等が被災するなど市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、市の管理施設等の中から事態の状況等を考慮して指定した場所に設置する。

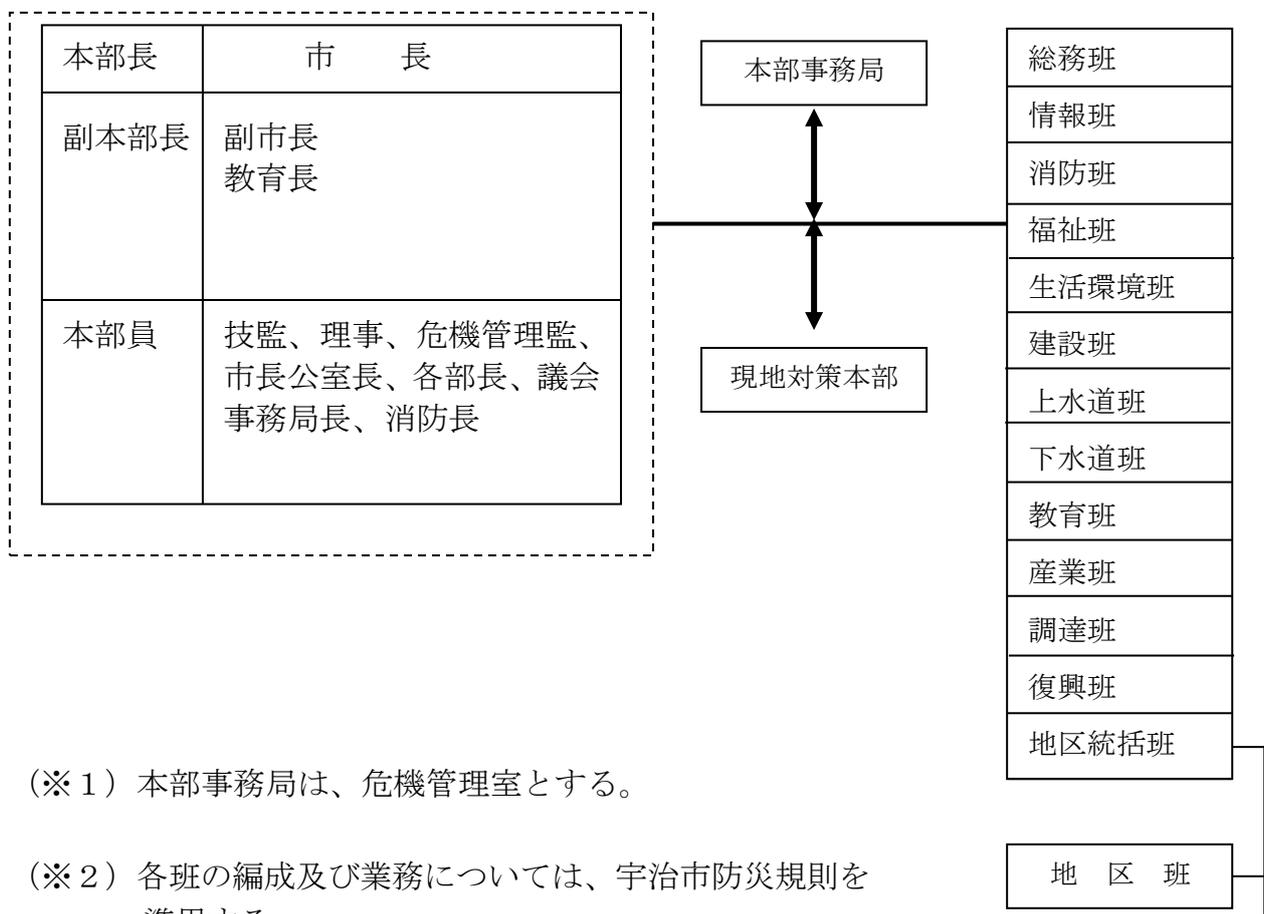
また、市域を越える避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

3 市対策本部の組織

(1) 市対策本部長、副本部長、本部員

- ① 市対策本部本部長（市長、以下「本部長」という。）は、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 市対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長をもって充て、本部長を助け、市対策本部の事務を整理する。
- ③ 市対策本部の本部員は、技監、理事、危機管理監、市長公室長、各部長、議会事務局長、消防長をもって充てる。

【市対策本部の組織図】



- (※1) 本部事務局は、危機管理室とする。
- (※2) 各班の編成及び業務については、宇治市防災規則を準用する。
- (※3) 国民保護措置の実施に当たり、各班に属さない事項が生じた場合は、市対策本部会議において担当班を決定する。

【本部事務局の主な事務】

- ・市対策本部会議の運営に関する事項
- ・本部長の重要な意思決定に係る補佐
- ・本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示及び調整
- ・市が行う国民保護措置に関する調整
- ・府への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項
- ・知事等及び他の市町村長等に対する応援の求め、自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関する事項
- ・府を通じた指定行政機関の長等への措置要請及び職員の派遣要請に関する事項
- ・被災情報、避難及び救援の実施状況、安否情報等の収集・整理及び要約に関する事項
- ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
- ・通信回線や通信機器の確保
- ・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動
- ・市対策本部員や市対策本部職員の勤務管理
- ・食料の調達等庶務に関する事項

【武力攻撃事態における主要な業務】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・市対策本部に関すること・避難実施要領の策定に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・安否情報の収集に関すること・市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・避難施設の運営体制の整備に関すること・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・復旧に関すること・特殊標章等の交付に関すること |
| <ul style="list-style-type: none">・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。）・市民の避難誘導に関すること |

(2) 市現地対策本部の設置

被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 市対策本部の廃止

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

4 現地調整所の設置

武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、府警察、自衛隊、医療機関、消防機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

現地調整所員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

5 市対策本部長の権限

その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 府対策本部長に対する総合調整の要請

府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

府対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

6 市対策本部の運営に係る留意事項

(1) 市対策本部における広報等

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に取り扱う「広報責任者」を設置する。

② さまざまな広報手段の活用

広報誌、テレビ・ラジオ放送、広報車の配車、問い合わせ窓口やインターネットホームページの開設の他、記者発表や広報誌の活用等のさまざまな広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- ・ 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ・ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、本部長自ら記者会見を行うこと。
- ・ 府と連携した広報体制を構築すること。

(2) 通信の確保

① 情報通信手段の確保

衛星携帯電話、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、

市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

② 情報通信手段の機能確認

必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に派遣する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

③ 通信輻輳により生じる混信等の対策

武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第2章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・府の対策本部との連携

(1) 国・府の対策本部との連携

府の対策本部・支部（必要に応じ広域振興局長を支部長として設置することとされている。）及び、府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・府の現地対策本部との連携

国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じ、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市長等（市長及びその他の執行機関（以下「市長等」という。）は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長等は、要請する理由、活動内容等を可能な限り明確にする。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市長等は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長等は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等を可能な限り明確にする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、市域を担当区域とする陸上自衛隊中部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - ② 応援を求める市町村等との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 府への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
 - ① 国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) (1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ① 他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、府に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長・自治会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等
武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の

希望の適否を判断する。

また、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

国民保護法の規定により、「避難住民の誘導」、「避難住民等の救援」、「消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置」、「保健衛生の確保」の措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、以下のとおり定める。

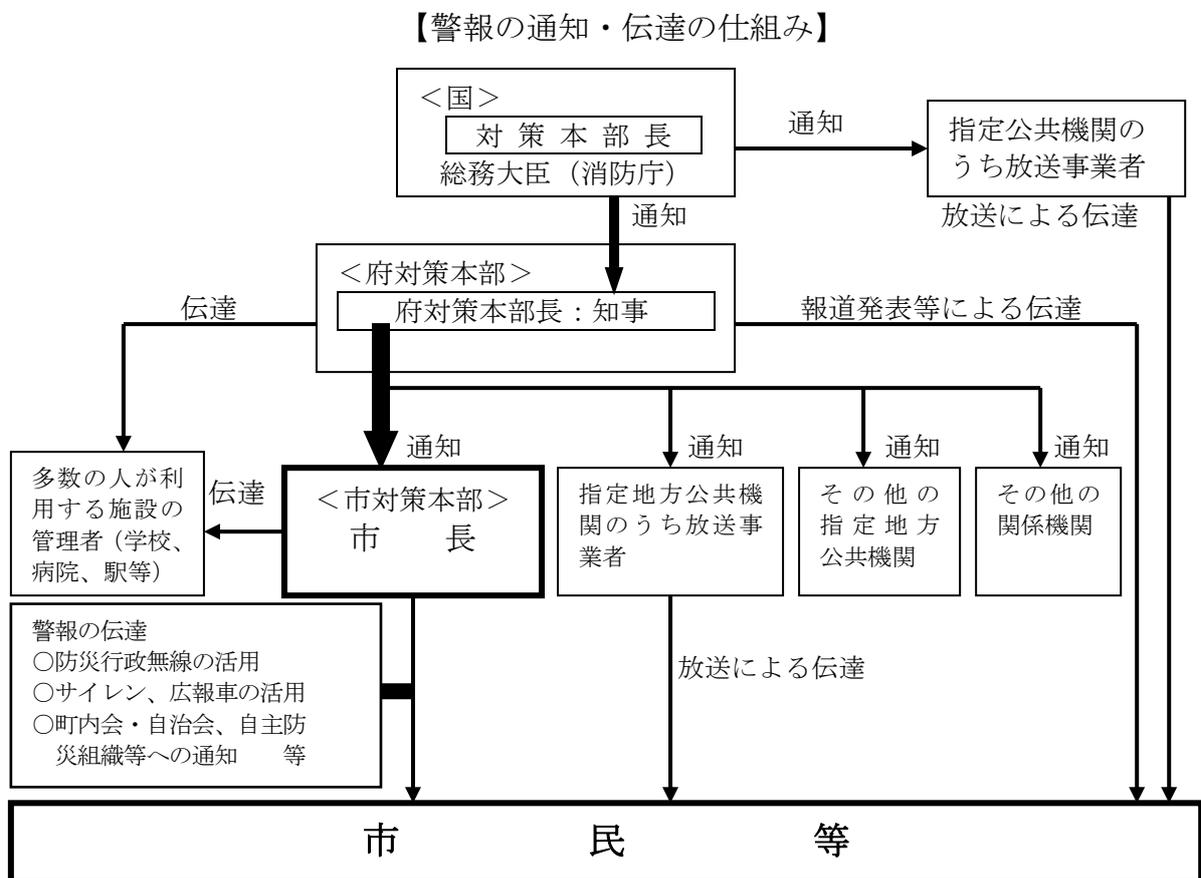
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

府から警報の内容の通知を受けた場合は、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある国公私の団体（消防団、町内会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、商工会議所、青年会議所、病院、学校、農業協同組合など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.uji.kyoto.jp/>）に警報の内容を掲載する。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達され、その内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、市広報車、消防車両等あらゆる広報手段を活用して国が定めたサイレン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起を図り、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

なお、防災行政無線の同報系が整備された場合は、これを有効に活用する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載、フェイスブックやライン等のSNSをはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレン音を使用して市民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会・自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る

- (2) 消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会・自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者については、防災・福祉部局が連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレン音は使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うことは、市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。
- ② 知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民に対して迅速に伝達する。

2 知事から示される避難の指示の内容

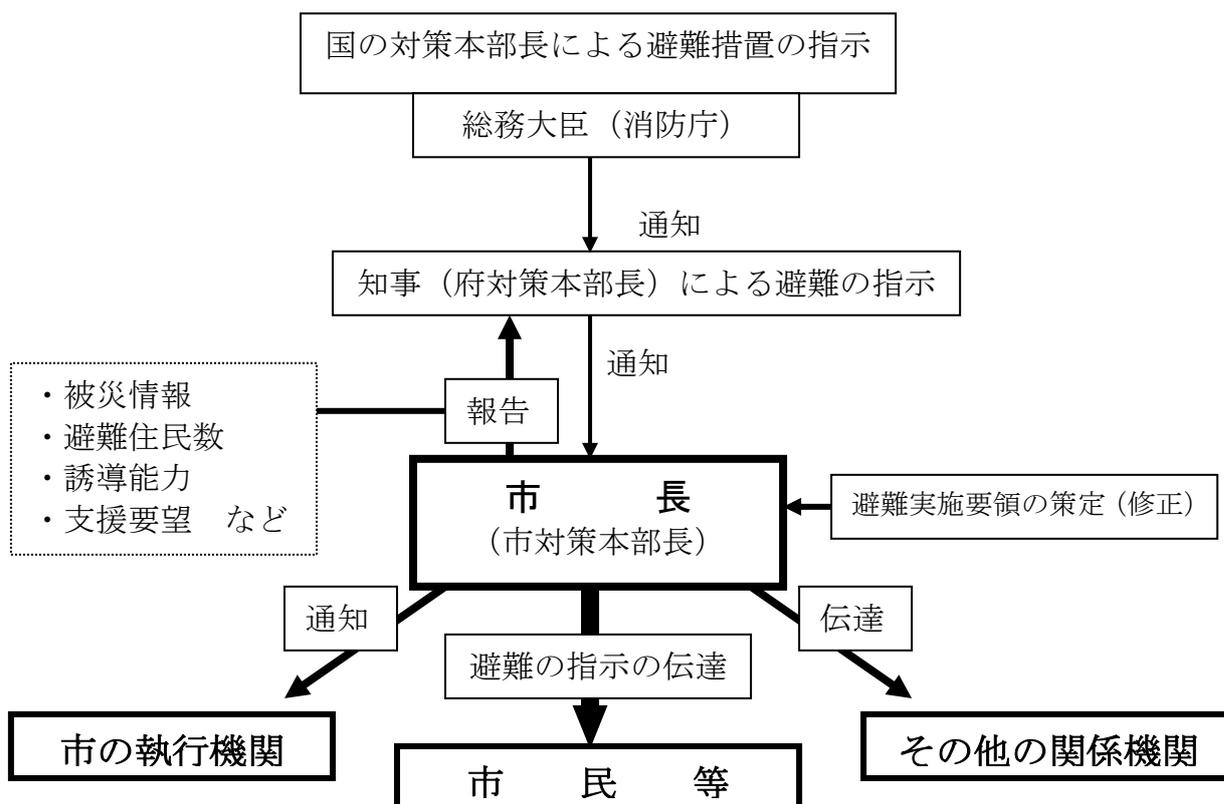
(1) 項目

- ア 要避難地域（住民の避難が必要な地域）
- イ 避難先地域（住民の避難先となる地域）
- ウ 住民の避難に関して関係機関が講じるべき措置の概要
- エ 主要な避難経路
- オ 避難のための交通手段等

- (2) 市民の避難のための交通手段については、原則、徒歩、自転車及び公共交通機関（バス、鉄道等）とされている。

なお、自力での徒歩等が困難な要配慮者の避難や山間地域など公共交通機関が限られている地域などにおける避難については、地理的条件や事態の状況などを考慮し、府警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すこととされている。

【避難の指示の流れ】



※ 避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

3 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

知事による避難の指示が行われた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の留意事項

府国民保護計画に記載されている以下の事項に留意して、避難実施要領を策定する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・ 要避難地域等の住所の詳細な記載
 - ・ 地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載（町内会・自治会、自主防災組織、事務所等）
- ② 避難先
 - ・ 避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ・ 一時集合場所等の住所及び場所名の記載
 - ・ 集合場所への交通手段の記載
- ④ 集合時間
 - ・ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ・ 集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ・ 避難誘導の交通手段の明示
 - ・ 集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
- ⑦ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
 - ・ 市職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務の明確化
- ⑧ 要配慮者への対応
 - ・ 高齢者、乳幼児、障害者等、自ら避難することが困難な者の避難行動要支援者名簿の活用等による優先的避難方法の検討
 - ・ 病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が所在している施設の施設単位での避難方法の検討
 - ・ 火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、職員による引率、保護者等への連絡及び引渡、車椅子や担架による移動の補助など、できる限りの措置を記載
 - ・ 民生・児童委員、自主防災組織及び町内会・自治会等による避難誘導の実施協力の記載
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ・ 要避難地域における残留者の確認方法の記載
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
 - ・ 避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
 - ・ 避難住民に最低限必要な携行品、服装の記載
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
 - ・ 問題が発生した際の緊急連絡先の記載

【避難実施要領の策定における考慮事項】

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による輸送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援組織の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所及び現地対策本部の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路の利用ニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、府を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、府を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめることが大切である。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民及び関係機関に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、その内容を市の他の執行機関、消防長、消防団長、警察署長及び自衛隊京都地方協力本部長等に通知する。

さらに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

避難実施要領に基づき、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会・自治会、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。その際、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底するとともに、防災服や腕章の着用、旗や特殊標章等を携行させる。

なお、夜間は、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員は、避難経路の要所要所に夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 自衛隊施設の周辺地域における住民の避難

自衛隊施設の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、避難経路の確保について平素から府を通じて国と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において、市民の避難に関する措置を円滑に講じることができるよう、府を通じて国と必要な調整に努める。

(3) 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官、又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。その際、知事に対し要請した内容を通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 自主防災組織等に対する協力の要請

避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長・自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における飲食物等の供給や情報の提供

避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮

高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援組織を設置し、社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする。（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生・児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 病院等の施設利用者の避難誘導

病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所の利用者で自ら避難することが困難な者の避難に関し、市及び施設の管理者のみでは、十分な輸送手段を確保することができない場合は、府、府警察、自衛隊等の関係機関に輸送手段の確保について協力を要請するものとする。

(9) 大規模集客施設等における避難

大規模集客施設や旅客運送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(10) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(11) 避難所等における安全確保等

府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に必要な協力を行うとともに、市民等からの相談に対応するなど市民等の不安の軽減に努める。

(12) 動物の保護等に関する配慮

「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(13) 通行禁止措置の周知

市が管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは他の道路管理者（国、府、西日本高速道路株式会社）に通知するとともに、府警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(14) 府に対する要請等

避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に留意する。

また、避難住民の誘導に際し、必要な飲食物等の資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(15) 避難住民の輸送の要請等

避難住民の輸送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。

この際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、府対策本部長に、その旨を通知する。

(16) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

避難誘導を行う者は、法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれがある者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

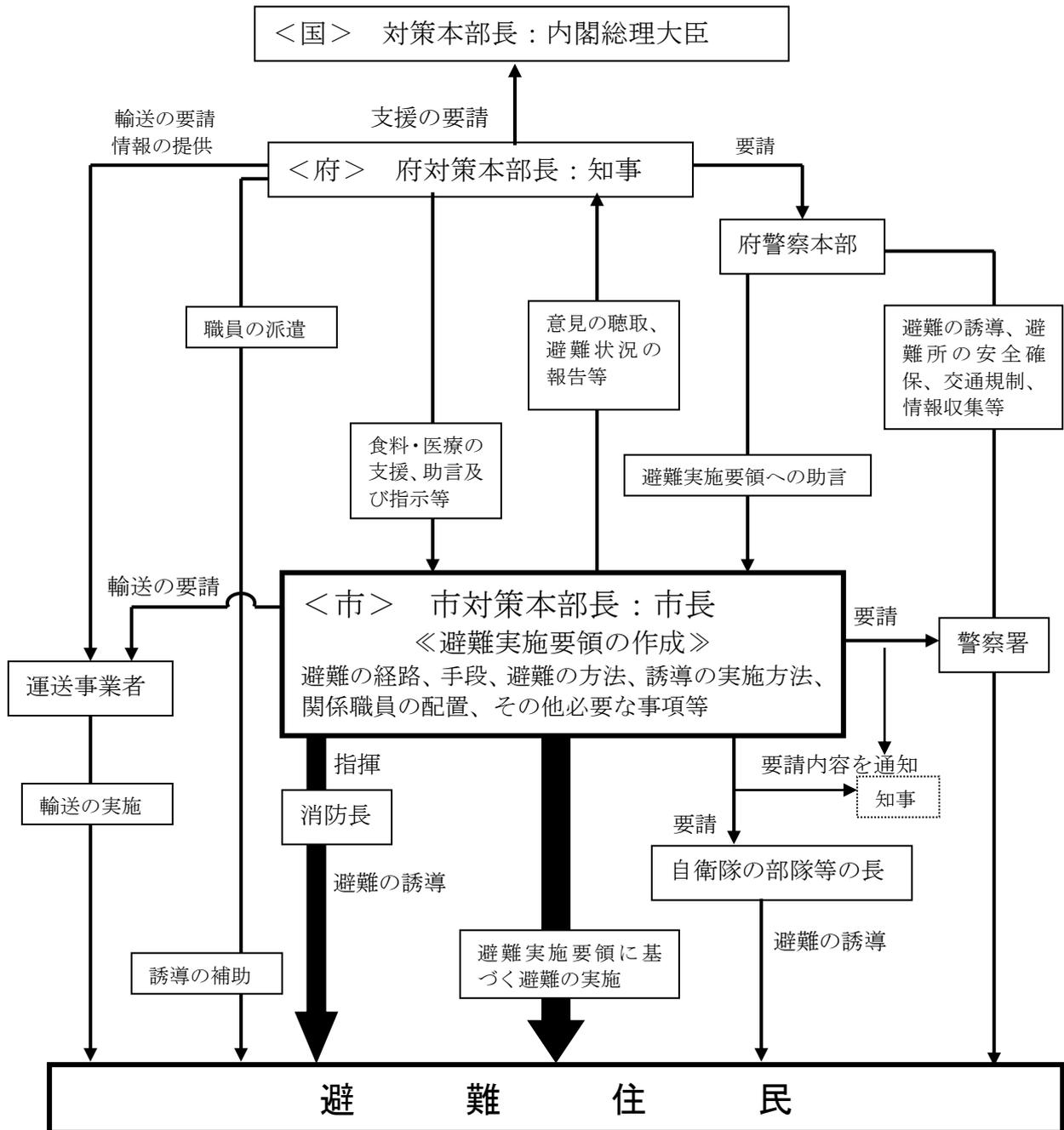
(17) 避難住民の誘導への協力

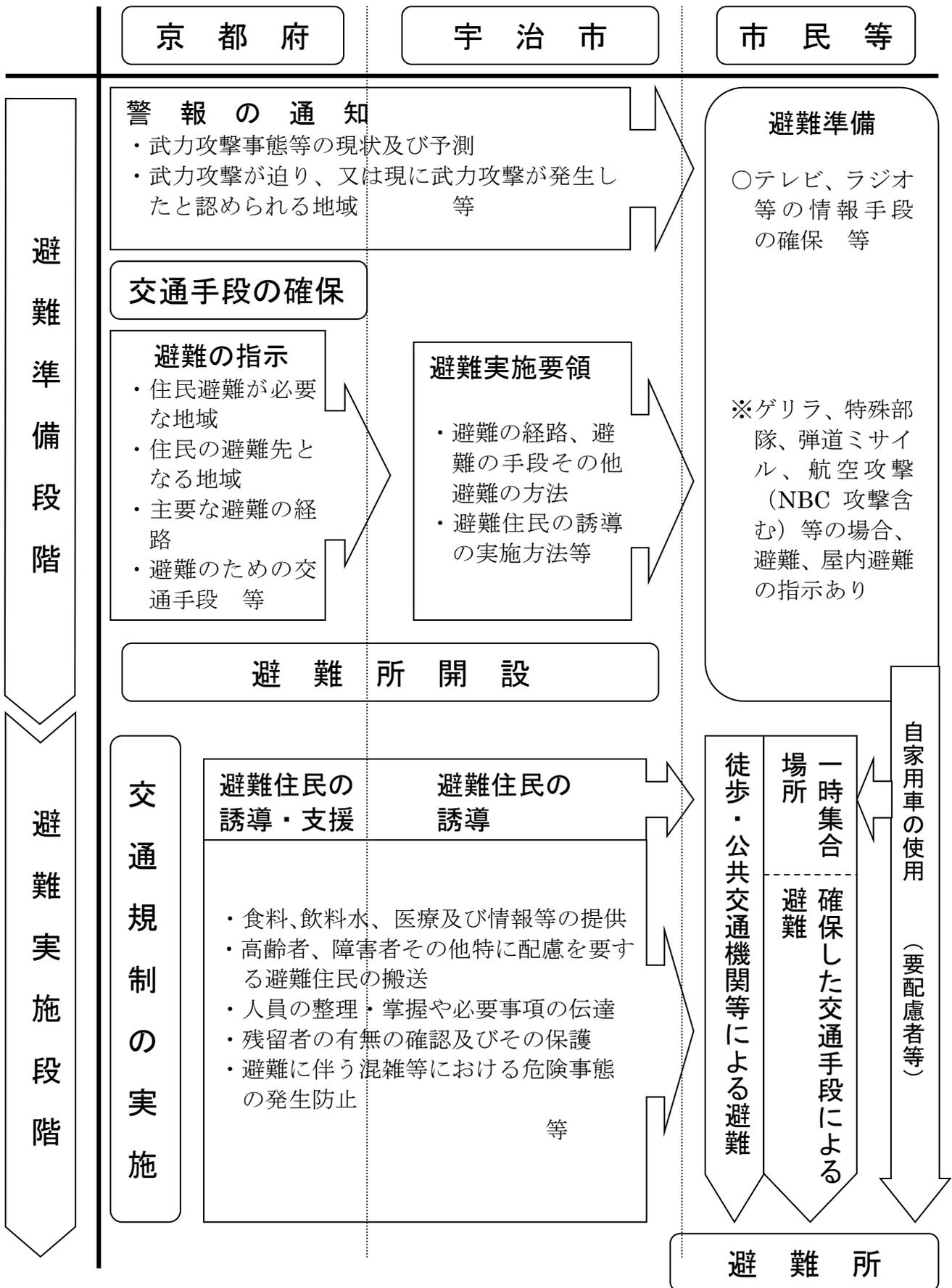
避難誘導を行う市職員、消防職員、消防団員は、法第70条の規定により、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。この際、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

(18) 避難住民の復帰のための措置

避難の指示が解除された時は、避難の指示の伝達に準じて避難の指示の解除を伝達するとともに、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

【避難誘導に関する措置関連図】





5 武力攻撃事態に応じた対応

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

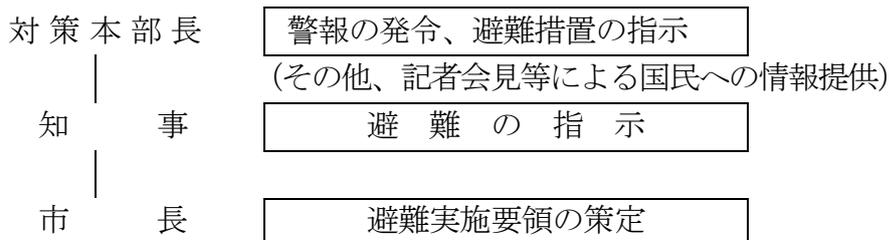
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

この際、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊や府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要である。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- ④ 避難に比較的時間の余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からバス等の輸送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- ⑤ 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、府警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特に、初動時には、市民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ⑥ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第4章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

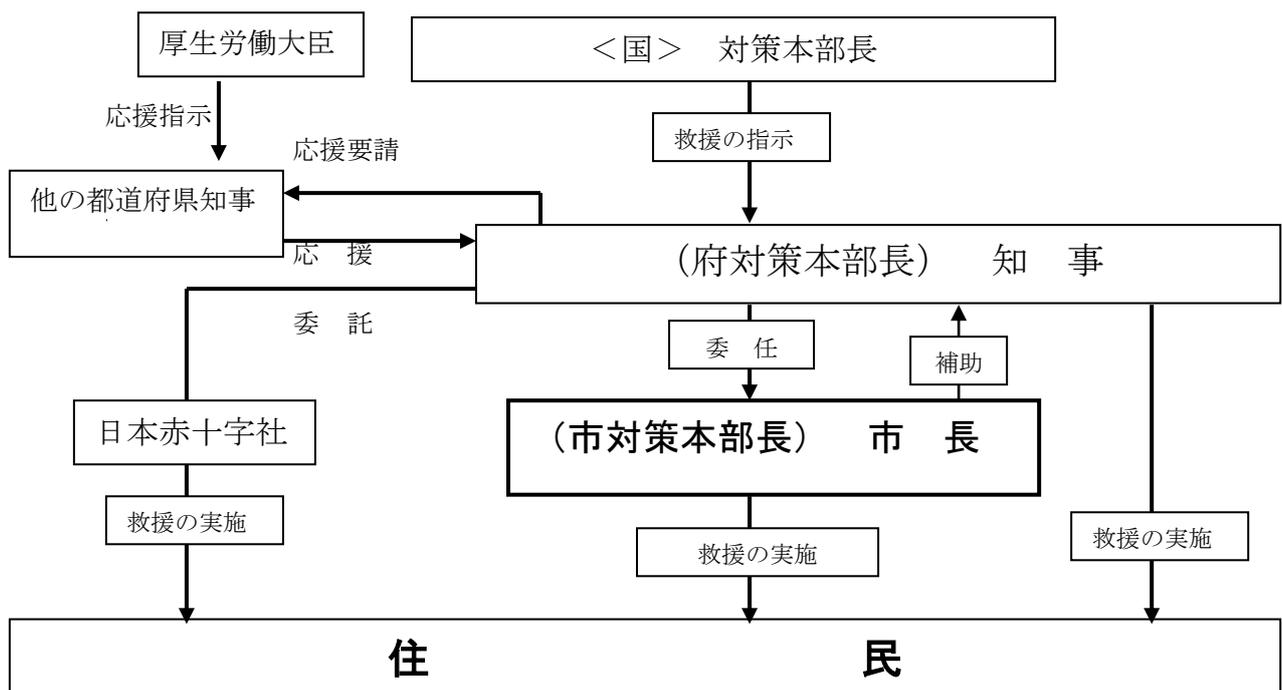
知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【救援に関する措置関連図】



2 関係機関との連携

(1) 府への要請等

事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の輸送の求め

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の輸送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における府との連携

知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

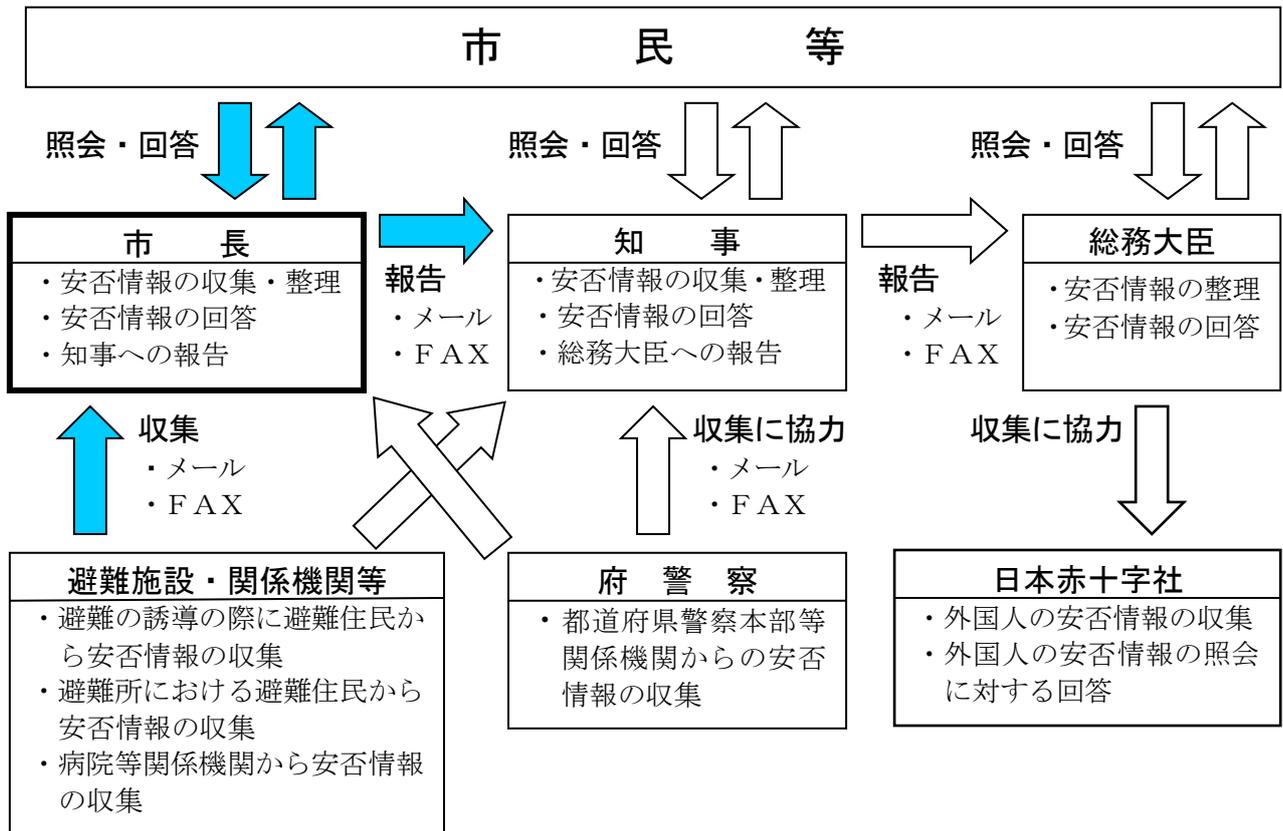
(3) 備蓄物資等の供給

他の市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため府と連携して、市が備蓄している物資又は資材を供給する。

第5章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



※安否情報収集項目については、第2編第3章4(1)「安否情報の内容及び収集・報告の様式」を参照

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

避難所において安否情報の収集を行うほか、学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請することができる。なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その内容がわかるように整理する。

2 府に対する報告

府への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民及び関係機関等に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者が本人であることを確認する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等）により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を

安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。

- ③ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。
- ④ 電話、FAX、電子メール等での照会の場合は、照会者の住所、氏名、性別及び生年月日について、所在地の市町村の市役所等に問い合わせ確認すること等により本人確認を行い、照会者に対して折り返し電話等により回答する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 職員に対し、個人の情報である安否情報の取扱いについて、十分留意すべきことを周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 安否情報伝達手段の活用

「NTT災害用伝言ダイヤル」、「NHK安否放送」、「災害用伝言板(web171)」、「各種携帯電話の伝言ダイヤル」及び「被災者情報登録検索システムIAA」など災害時の安否情報の伝達システム等を市民に紹介し、その利用に資する。

第6章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しつつ他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

国や府等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全確保

武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長等への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。この際、市長に通報することができない場合は、速やかに知事に通報する。

(2) 知事への通知

武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から市民の生命又は身体等に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定などの応急の措置を実施する必要があるところから、これらの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置

武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、法第111条第1項の規定により、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

この際、警察署長に対し、法第111条第1項に規定する措置を要請することができる。

2 退避の指示

(1) 退避の指示

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避（目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れることをいう。）の指示を行う。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、府の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合等においては、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民に退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【屋内退避の指示について】

市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段もなく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴う必要な活動について調整を行う。

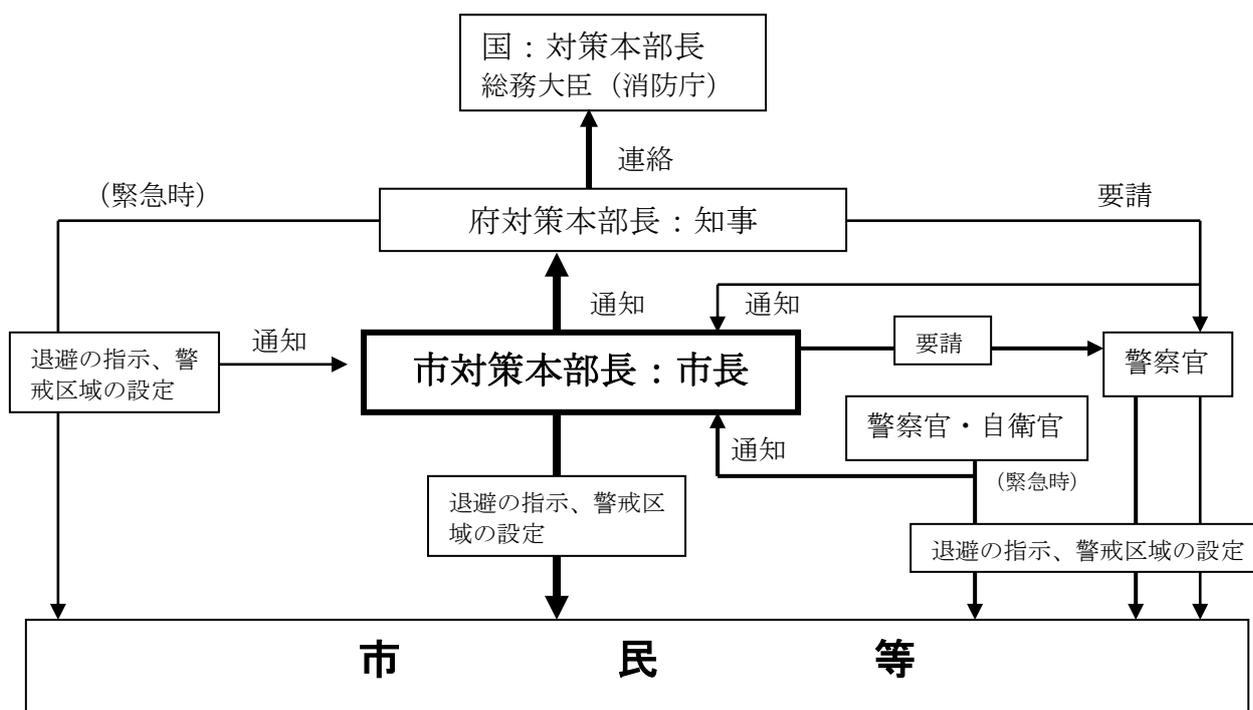
(3) 安全の確保等

① 退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び府警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて府警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 退避の指示を行う市の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

【応急措置等（退避の指示、警戒区域の設定）に関する措置関連図】



3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所等における府警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染した可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、テープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、消防機関等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域の設定を行った理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴う必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

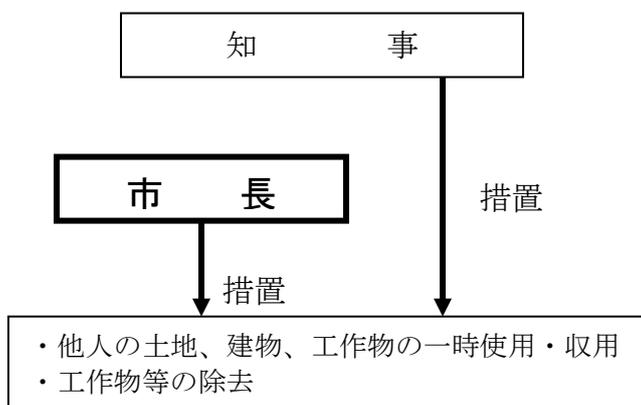
4 応急公用負担等

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管し、所定の事項を公示）

【応急公用負担等に係る措置関連図】



5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要すると判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を

通じ又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど府受援計画等に基づく消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

他の被災市町村長等から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び府対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全確保のための必要な措置を行う。

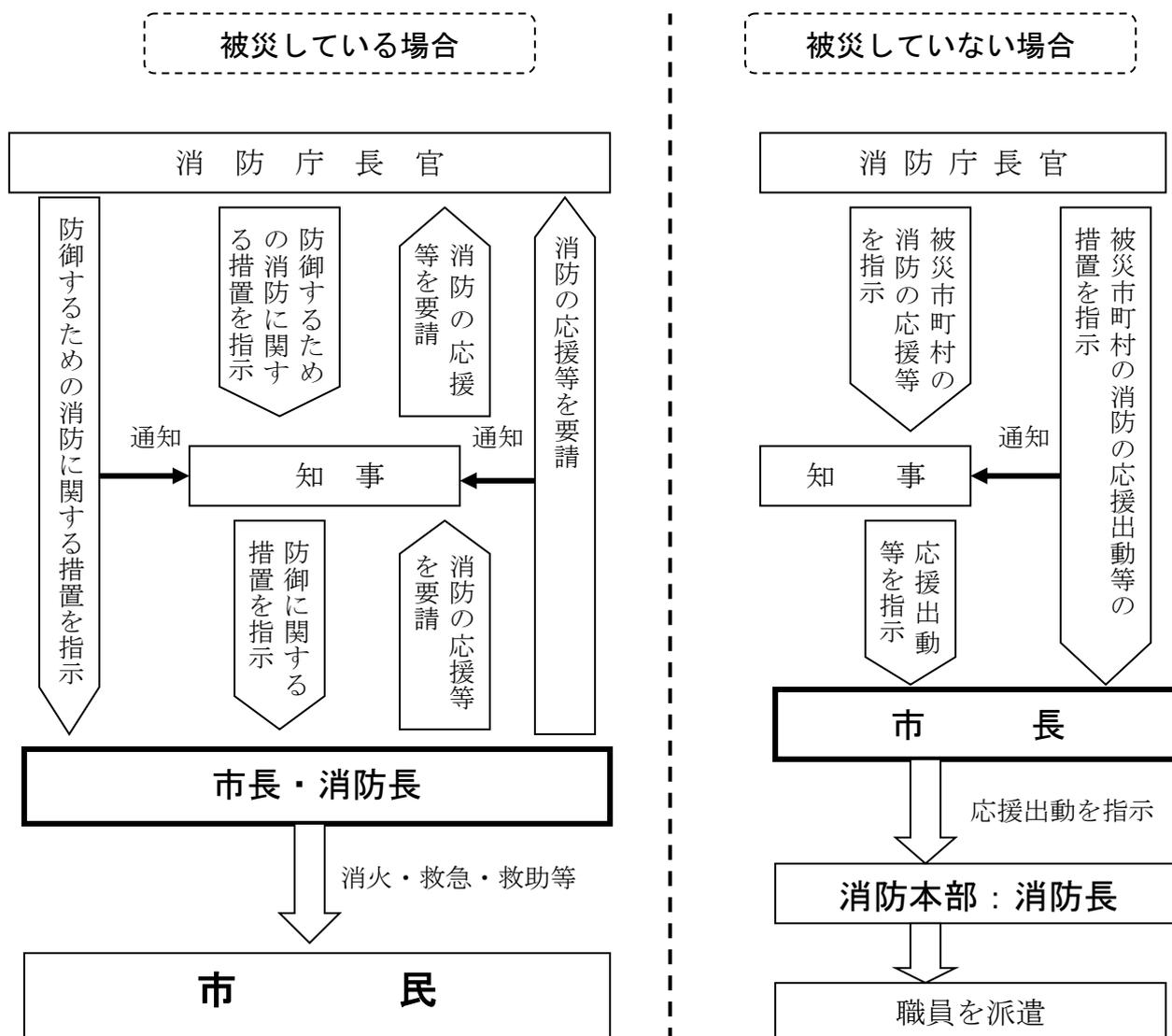
その際、必要により現地に職員を派遣して、現地調整所を設けて、消防機関、府警察、自衛隊等各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

② 知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動させる。

④ 現場で活動する消防職員及び消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

【消防に関する措置関連図】



第3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を府と連携して収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この際、市長は、必要に応じ、府警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 一部事務組合の生活関連等施設の安全確保

一部事務組合である城南衛生管理組合の施設について、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

対象	市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）（国民保護法施行令第29条）
措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 危険物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3） ② 危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、上記①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、府警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、府山城北保健所及び府警察等の関係機関と連携するとともに、消毒等の措置を保健所と連携して行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に察知されることなく散布することが可能であるとともに発症するまでに潜伏期間があり、生物剤による感染者が感染から発症までの間に移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性が大である。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 汚染防止に係る市長の権限

知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記

表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や府から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供して、応急対策を講ずる要員の安全の確保を図る。

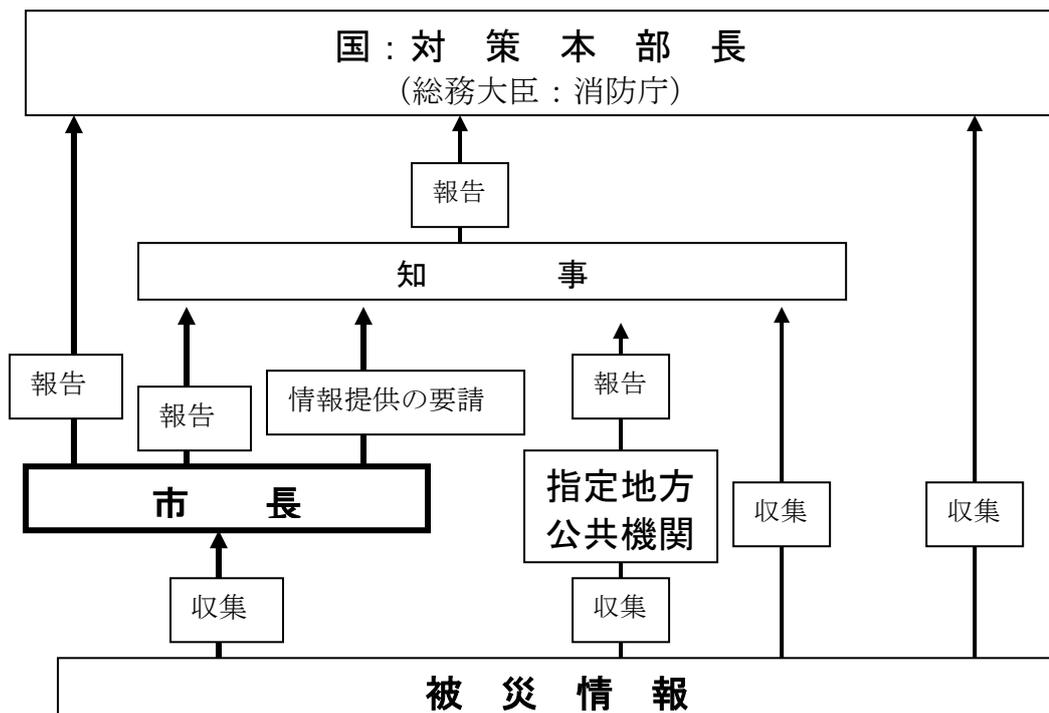
第7章 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- ② 情報収集に当たっては消防機関、府警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うとともに、府に対して市域に関する情報提供を要請する。
- ③ 被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により府が指定する時間に府に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

【被災情報の収集等の措置】



第8章 保健衛生の確保その他の措置

府及び関係機関等と連携して避難所等の保健衛生の確保を図るとともに、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

避難先地域において、府と連携し医師、歯科医師、保健師、栄養士等の保健医療関係者による巡回健康相談、指導等を実施するとともに、必要に応じ健康相談窓口を設置して、当該地域の衛生状況の保全、避難住民の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

避難住民等が、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒等を防止するため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

② 地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、または不足すると予想される場合については、府に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施

する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 環境大臣が指定する特例地域においては、府と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② ①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足するか、または不足すると予想される場合については、府に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第9章 文化財の保護

本市の世界遺産をはじめとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。市は、国、府などの関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を守るため、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 文化財の保護

市教育委員会は、市の区域に存する重要文化財等（国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物等）、府指定・登録文化財等（府の指定及び登録の有形文化財、史跡名勝天然記念物又は文化財環境保全地区等）、及び市指定文化財（以下「文化財」という。）を武力攻撃災害から守るため、文化財保護法及び府文化財保護条例、市文化財指定条例に基づき、適切な措置を講じる。

また、市は、武力攻撃災害からの文化財の保全策について、府及び国とも連携し、協議・検討を行うものとする。

(1) 文化財の所有者及び管理団体等との連携

市教育委員会は宇治・久御山社寺文化財防犯対策協議会等を活用し、文化財の所有者及び管理団体等との連携強化に努める。

(2) 災害発生時における緊急措置等に係る指針の内容の周知・指導

市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針（平成13年3月文化庁文化財部編）」及び「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き（平成9年6月文化庁文化財保護部編）」を周知し、指導を行なうとともに、「宇治市地域防災計画」一般対策編・震災対策編（宇治市防災会議編集発行）に記載する防災対策とも併せ、日常的な防災体制の確立を図ることを通じて、武力攻撃事態等における文化財等の保護を図る。

(3) 文化財の被災情報等の連絡等

- ① 市及び市教育委員会は、文化財の所有者及び管理団体等に対し警報や避難の指示などの情報を、迅速かつ的確に伝達する。
- ② 市教育委員会は、文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、文化財の滅失、き損その他の被害に関する情報を速やかに府教育委員会をはじめとする関係機関並びに文化財の所有者及び管理団体等に対し、連絡する。
- ③ 市教育委員会は、警報や避難の指示や文化財の被災情報の連絡を受けた場合は、文化財の所有者及び管理団体等と連携をして文化財の保全のため、必要な措置を講じる。

2 文化財の応急対策

文化財に武力攻撃災害が発生した場合は、市教育委員会は、安全の確保に十分に配慮の上、必要に応じて職員の現地への派遣や関係機関及び府文化財保護指導委員の協力等により、被害状況等の情報を収集する。

また、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、以下の応急措置を速やかに講じることができるよう努めるとともに、重要文化財等が被害を受けた場合は、直ちに府教育委員会を通じて文化庁長官に報告する。

- ① 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急措置を施す。
- ② 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
- ④ 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

3 文化財の復旧

市及び市教育委員会は、武力攻撃災害により、文化財に被害が発生したときは、被害状況及び周辺の状態を勘案しつつ、迅速に現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づく復旧計画の策定に努め、国等に対し早急な復旧等に必要な措置を講じるよう要請する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の給与、市立幼稚園保育料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際に必要となる学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 関係機関との連携による措置

被災者等の就労状況の把握と雇用の確保、生活再建資金の融資等、心の健康対策及び風評被害の防止・軽減施策について、府や関係機関との連携を緊密にして避難住民等の生活安定等に資する措置を講ずる。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道水の消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

自ら管理する道路及び下水道等の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保を行い、適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

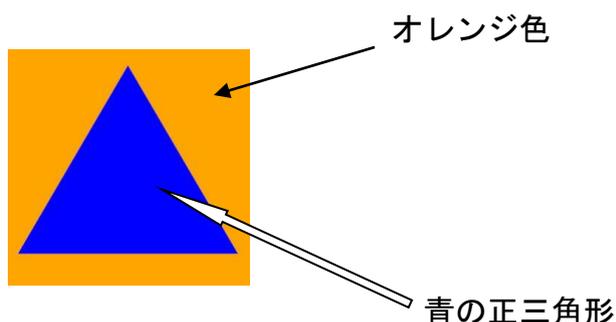
(1) 基本的な考え方

市長及び消防長は、国の定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成し、特殊標章等の交付及び管理を行う。

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形で、色については、国のガイドラインに示された色を使用）



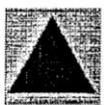
イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

表面

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
氏名/Name -----	
生年月日/Date of birth -----	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----
許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry -----	

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

日本工業規格 A7 （横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、以下の者に対し、特殊標章等を交付し、使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 特殊標章等に係る普及啓発

国、府及び日本赤十字社と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等及び赤十字標章等の使用の意義及びその使用に当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務、業務又は協力に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用し、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。